

府食第353号  
令和3年6月15日

農林水産大臣  
野上 浩太郎 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋  
(公印省略)

食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和3年6月10日付け3消安第1581号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

#### 記

今回意見を求められた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2第6項から第8項までに示す飼料添加物の試験法の改正については、飼料添加物の品質を確保することを目的に定められているものであり、今後適用される試験法についても従前と同等の運用がなされ、規格基準の遵守に係る担保措置に変更はないことから、本改正によって人の健康に影響を及ぼすものではなく、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。